

# なるみ社労士事務所通信



2023年秋冬号(11号)



東京都羽村市の社会保険労務士 ～青梅線沿いの労務担当～

春夏夏冬の今年。夏からいっきに冬に変わって日に日に寒さが厳しくなっています。今年も残すところ僅かとなり、2023年を振り返ったり、2024年の抱負を考えたりされている方も多いのではないのでしょうか？感染症も流行していますので、どうかお身体ご自愛頂き、残り少なくなった2023年を悔いのないよう過ごしてまいりましょう。

なるみ社労士事務所 代表 岡野成美

## 1. 年収の壁

9月下旬から10月にかけて「年収の壁・支援強化パッケージ」についての情報資料が厚生労働省から多く公開されました。ニュースでも多く取り上げられているので、耳にしたことのある方も少なくないのではないのでしょうか？

年収の壁には所得税に関する壁、住民税に関する壁、社会保険に関する壁があります。今回はこのうち「社会保険に関する壁」についての発表でした。いわゆる「106万円の壁」「130万円の壁」です。この2つの「年収の壁」と「配偶者手当」への各対応策が今回公表され、実際に始まったのです。

なぜ今、国がこういった対応をするかということ、日本の大きな社会課題である「少子高齢社会による労働力不足」が大きく関係しています。

年収の壁を気にされる方は確実に一定数います。その方たちが就業調整をせずに本来個々人が希望するだけの時間働くことができる環境づくりを後押しすれば、各企業の人手不足への対応になる、というわけです。もちろんその他にも理由はあり、社会保障の維持のためや、賃上げしやすい環境整備のため、といったことも言われています。

本事務所通信ではスペースの関係上詳細の説明は割愛させていただきますので、詳細が知りたい！サポートしてほしい！等のご要望がある方は、なるみ社労士事務所までお問い合わせください。

### ●106万円の壁

2023年11月現在、101人以上の企業に勤めるパート・アルバイト方は、所定内賃金が月8.8万円以上・週の所定労働時間が20時間以上などの4つの要件を満たすとご自身で社会保険に入ることになっています。「8.8万円×12か月＝106万円」ということで、正確な収入額基準ではありませんが、このラインを超えないように働こうとする人がいることから「106万円の壁」と言われています。

#### 【106万円の壁への対応策】

- ・キャリアアップ助成金のコース新設…労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う
- ・社会保険適用促進手当…この手当については、被保険者の社会保険料を決める際の「標準報酬」の算定において考慮しない

### ●130万円の壁

年収130万円以上になると扶養の要件を満たさなくなり、国民年金・国民健康保険に加入することになります。そのため保険料負担を避けるためにこのラインを超えないように働こうとする人がいることから「130万円の壁」と言われています。

#### 【130万円の壁への対応策】

- ・事業主の証明による被扶養者の認定の円滑化…労働時間延長等に伴って一時的な収入変動が起こる際に、事業主の証明の添付によって、扶養のまままでいられるかの判断を迅速に行うことが可能に

### ●配偶者手当の見直し促進

収入要件のある配偶者手当が、社会保障制度とともに、就業調整の要因となっているとされており、配偶者手当の見直しの必要性・メリット・手順等について、企業等への理解を深める必要があると言われています。

#### 【配偶者手当の見直し促進への対応策】

労使の話し合いの中で配偶者手当の見直しも議論されるよう、フローチャートで示す等わかりやすい資料を作成公表する。また、各地域で開催するセミナーで説明するとともに、中小企業団体等を通じて周知する

Q、いつから変更したフォーマットで労働条件の明示をすればいいの？

→2024年4月1日以降に締結される労働契約については必ず変更してください。ただし、2024年3月以前から新たな明示ルールにより対応することは、望ましい取組とされています。

Q、旧フォーマットで労働条件を明示済の既に雇用されている社員に対しても、改めて新フォーマットで明示が必要？

→その必要はありませんが、労働者の理解を深めるために再度の明示を行うことは望ましい取組とされています。

## 2. 労働条件明示のルール変更

2024年4月からの労働条件明示のルールが変更となります。早めに確認し、自社の労働条件通知書のフォーマットを変更しておく必要がありますので、ご注意ください。

### ●下記の事項を新しく追加して明示します

#### 【全ての労働者】

#### ①就業場所・業務の変更の範囲

#### 【有期契約労働者】

#### ②更新上限の有無と内容

(+更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明すること)

#### ③無期転換申込機会、無期転換後の労働条件

(+無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること)

## 3. 編集後記

先日は、羽村市で「市民と産業のまつり2023」が行われました。人も多く行きかい、大変にぎわっていた印象です。羽村市内のたくさんのお店が模擬店を出店しており、羽村にはまだまだ知らないお店がこんなにもあったのかと、私にとっては地域産業を知る1つのきっかけにもなりました。また、商品やサービス・対応がいいとその場限りで終わらず、出店することがPRになっていると感じます。私も実際に行ってみようと思ったお店がいくつかありました。

少子高齢社会になり、働く人も消費者も減っていく中、企業は「人を集める」ことが大きな課題になるかと思います。自社の魅力や、商品・サービスの魅力をどう伝えるか？何で伝えるか？どこに向けて発信するか？弊所も真剣に考えて実行していかなければと改めて思いました。

### 【年末年始休業のお知らせ】

年末年始休業期間：2023年12月29日(金)から2024年1月4日(木)まで

期間中はご不便をお掛け致しますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。



東京都羽村市の社会保険労務士事務所

なるみ社労士事務所

電話番号：080-9436-2378

メール：info@nrm-office-sr.com

サイト：<https://nrm-office-sr.com/>

